

### 3. 騒音・振動

(1) 騒音・振動の環境基準(要請限度)について

ア. 騒音の環境基準(H10.9.30 環境庁告示第64号、H12.3.31 東京都告示第420号)

(この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設騒音には適用しない。)

(単位:デシベル)

地域 累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域	一般地域	55以下	45以下
	これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
	これらに接する地先、水面	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

イ．騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

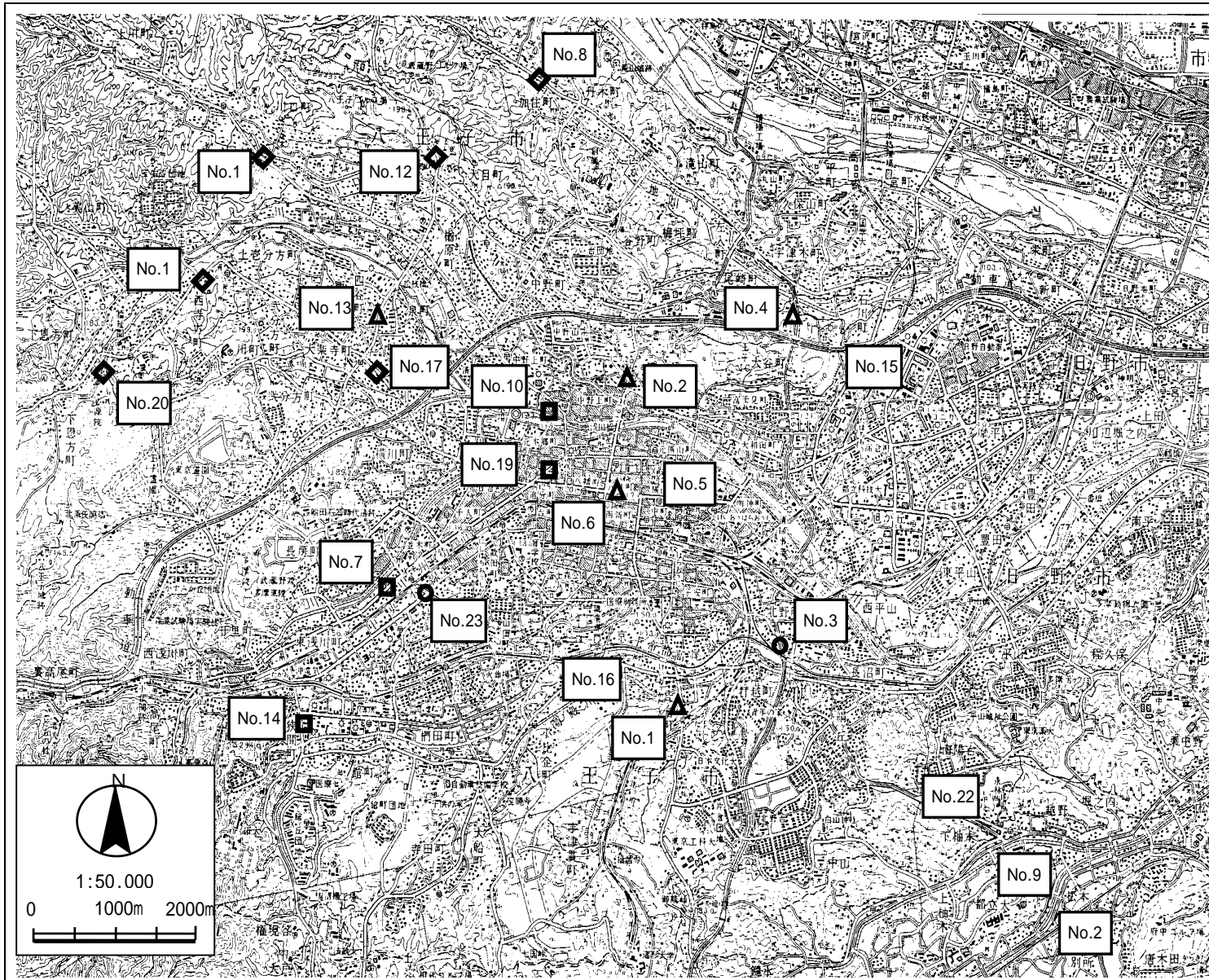
区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記 事	<p>・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。</p> <p>・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。</p>			

ウ．振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	あてはめ区域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	8時	8時
		19時	8時
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時	8時
		20時	8時
		65	60
		70	65
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

(2) 道路交通騒音調査地点位置図



No.	対象道路	調査地点名
1	国道16号(東京環状)	片倉城公園前
2	国道16号(東京環状)	中込量店前
3	国道16号(八王子バイパス)	北野事務所前
4	国道16号(八王子バイパス)	田中和一所有地前
5	国道20号(甲州街道)	東京地方裁判所前
6	国道20号(甲州街道)	(株)ヒノデン前
7	国道20号(甲州街道)	横山事務所前
8	国道411号(滝山街道)	加住事務所前
9	主要地方道20号線:府中相模原線	由木事務所前
10	主要地方道32号線:八王子五日市線(秋山街道)	セブンイレブン 中野上町一丁目店前
11	主要地方道32号線:八王子五日市線(秋山街道)	川口事務所前
12	主要地方道46号線:八王子あきる野線(高尾街道)	八王子市犬目会館前
13	主要地方道46号線:八王子あきる野線(高尾街道)	山口造園前
14	主要地方道47号線:八王子町田線(町田街道)	君島宅前
15	主要地方道59号線:八王子武蔵村山線	八王子市立 第八小学校前
16	一般都道173号線:上館日野線(北野街道)	由井事務所前
17	一般都道521号線:上野原八王子線(陣馬街道)	半澤宅前
18	一般都道521号線:上野原八王子線(陣馬街道)	陵北公園前 (旧陣馬台賞所前)
19	八王子幹線一級(17号線) (国道20号バイパス)	八木町公園前
20	主要地方道61号線:山田宮の前線	棚澤宅前
21	一般都道158号線:小山乞田線(多摩ニュータウン通り)	酒米グッド802前
22	一般都道160号線:下柚木八王子線(野猿街道)	伊藤清治所有地前
23	八王子幹線一級(35号線) (散田架道橋)	尾山歯科医院 駐車場前

- : 凡例  
調査実施日…平成18年1月17日(火)~18日(水)
- : 凡例  
調査実施日…平成18年2月21日(火)~22日(水)
- ◇: 凡例  
調査実施日…平成18年2月23日(木)~24日(金)
- : 凡例  
調査実施日…平成18年3月2日(木)~3日(金)
- △: 凡例  
調査実施日…平成18年3月7日(火)~10日(金)  
No.6のみ3月7日(火)~8日(水)

(3) 道路交通騒音等調査結果表

調査期間：平成 18 年 1 月 17 日～平成 18 年 3 月 10 日

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー		騒音の環境基準 上欄は環境基準 中欄は測定結果 下欄は基準オーバー		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー		交通量(騒音基準用) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 上欄は台/10 分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24 時間
				国道 16 号 東京環状	八王子市 片倉町 2416 (No.1) 平成 18 年 3 月 7 日～10 日	準住居地域	2	75 72	70 73	70 72	65 73	65 43
国道 16 号 東京環状	八王子市 中野山王 1-8-5 (No.2) 平成 18 年 3 月 7 日～10 日	近隣商業地域	2	75 72	70 72	70 72	65 72	70 40	65 41	273 26250	114 5448	220 31698
国道 16 号 八王子バイパス	八王子市 北野町 549-5 (No.3) 平成 18 年 1 月 17 日～18 日	近隣商業地域	6	75 72	70 71	70 72	65 71	70 47	65 45	467 44874	204 9786	380 54660
国道 16 号 八王子バイパス	八王子市 大谷町 355-1 (No.4) 平成 18 年 3 月 7 日～10 日	準住居地域	4	75 70	70 69	70 70	65 69	65 53	60 52	474 45540	181 8670	376 54210
国道 20 号 甲州街道	八王子市 明神町 4-21-1 (No.5) 平成 18 年 3 月 2 日～3 日	近隣商業地域	4	75 69	70 67	70 69	65 67	70 35	65 30	275 26394	103 4944	218 31338
国道 20 号 甲州街道	八王子市 八日町 6-2 (No.6) 平成 18 年 3 月 7 日～8 日	商業地域	4	75 72	70 71	70 72	65 71	70 40	65 38	210 20172	95 4572	172 24744
国道 20 号 甲州街道	八王子市 並木町 15-15 (No.7) 平成 18 年 2 月 21 日～22 日	準住居地域	4	75 70	70 68	70 70	65 68	65 35	60 33	168 16092	56 2688	130 18780
国道 411 号 滝山街道	八王子市 加住町 1-170-2 (No.8) 平成 18 年 2 月 23 日～24 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75 73	70 70	70 73	65 70	65 50	60 45	182 17478	37 1770	134 19248

No.1, 2, 4, 13 について、騒音は 72 時間測定値、振動及び交通量は測定日初日の 24 時間測定値を使用した。

道路交通騒音等調査結果表

調査期間：平成 18 年 1 月 17 日～平成 18 年 3 月 10 日

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー		騒音の環境基準 上欄は環境基準 中欄は測定結果 下欄は基準オーバー		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー		交通量(騒音基準用) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 上欄は台/10 分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24 時間
				主要地方道 20 号線	八王子市 下柚木 2-10-6 (No.9) 平成 18 年 3 月 2 日～3 日	準住居地域	4	75 72	70 70	70 72	65 70	65 44
主要地方道 32 号線 秋川街道	八王子市 中野上町 1-32-19 (No.10) 平成 18 年 2 月 21 日～22 日	近隣商業地域	2	75 71	70 67	70 71	65 67	70 42	65 38	152 14628	42 1992	115 16620
主要地方道 32 号線 秋川街道	八王子市 川口町 908-1 (No.11) 平成 18 年 2 月 23 日～24 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75 71	70 66	70 71	65 66	65 37	60 28	117 11208	21 1020	85 12228
主要地方道 46 号線 高尾街道	八王子市 犬目町 863 (No.12) 平成 18 年 2 月 23 日～24 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75 71	70 68	70 71	65 68	65 50	60 44	177 16992	42 1998	132 18990
主要地方道 46 号線 高尾街道	八王子市 四谷町 740 (No.13) 平成 18 年 3 月 7 日～10 日	第一種住居地域	2	75 71	70 71	70 71	65 71	65 39	60 37	158 15126	52 2484	122 17610
主要地方道 47 号線 町田街道	八王子市 狭間町 1737 (No.14) 平成 18 年 2 月 21 日～22 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75 71	70 68	70 71	65 68	65 52	60 45	204 19554	61 2910	156 22464
主要地方道 59 号線	八王子市 石川町 2065 (No.15) 平成 18 年 3 月 2 日～3 日	準住居地域	2	75 70	70 67	70 70	65 67	65 45	60 44	201 19338	60 2868	154 22206
一般都道 173 号線 北野街道	八王子市 片倉町 119-4 (No.16) 平成 18 年 3 月 2 日～3 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75 72	70 68	70 72	65 68	65 40	60 36	115 11058	43 2058	91 13116

道路交通騒音等調査結果表

調査期間：平成 18 年 1 月 17 日～平成 18 年 3 月 10 日

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー		騒音の環境基準 上欄は環境基準 中欄は測定結果 下欄は基準オーバー		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー		交通量(騒音基準用) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 上欄は台/10 分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24 時間
				一般都道 521 号線 陣馬街道	八王子市 大楽寺町 539 (No.17) 平成 18 年 2 月 23 日～24 日	第一種住居地域	2	75 72	70 69	70 72	65 69	65 38
一般都道 521 号線 陣馬街道	八王子市 西寺方町 732 (No.18) 平成 18 年 2 月 23 日～24 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75 70	70 65	70 70	65 65	65 38	60 33	163 15600	38 1842	121 17442
八王子幹線一級 17 号線 国道 20 号バイパス	八王子市 八木町 8-14 (No.19) 平成 18 年 2 月 21 日～22 日	近隣商業地域	4	75 72	70 69	70 72	65 69	70 39	65 35	252 24150	85 4068	196 28218
主要地方道 61 号線	八王子市 下恩方町 1849-1 (No.20) 平成 18 年 2 月 23 日～24 日	第一種中高層 住居専用地域	2	75 73	70 68	70 73	65 68	65 42	60 32	177 16986	33 1590	129 18576
一般都道 158 号線 多摩ニュータウン通り	八王子市 松木 30-1 (No.21) 平成 18 年 3 月 2 日～3 日	準住居地域	4	75 67	70 65	70 67	65 65	65 42	60 38	252 24174	83 3966	195 28140
一般都道 160 号線 野猿街道	八王子市 下柚木 341 (No.22) 平成 18 年 3 月 2 日～3 日	近隣商業地域	4	75 69	70 63	70 69	65 63	70 36	65 29	173 16620	39 1884	129 18504
八王子幹線一級 35 号線 散田架道橋	八王子市 散田町 4-10 (No.23) 平成 18 年 1 月 17 日～18 日	第一種住居地域	4	75 63	70 59	70 63	65 59	65 39	60 34	209 20040	40 1920	153 21960

調査期間：平成 18 年 1 月 17 日～平成 18 年 3 月 10 日

注) 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

(4) 全測定地点の交通量調査結果表

No.	道路名、測定地点名	時間区分	時間帯別、車種別交通量(台)				大型車混入率(%)	1日あたりの大型車混入率(%)	No.	道路名、測定地点名	時間区分	時間帯別、車種別交通量(台)				大型車混入率(%)	1日あたりの大型車混入率(%)
			大型	小型	二輪	合計						大型	小型	二輪	合計		
1	国道 16 号(東京環状) 八王子市 片倉町 2416	昼間	4170	17448	1236	22854	18.2	21.8	13	主要地方道 46 号線(高尾街道) 八王子市 四谷町 740	昼間	1332	13146	648	15126	8.8	9.3
		夜間	1998	3294	174	5466	36.6				夜間	300	2046	138	2484	12.1	
2	国道 16 号(東京環状) 八王子市 中野山王 1-8-5	昼間	4230	20742	1278	26250	16.1	16.8	14	主要地方道 47 号線(町田街道) 八王子市 狭間町 1737	昼間	4164	14694	696	19554	21.3	21.0
		夜間	1092	4080	276	5448	20.0				夜間	564	2268	78	2910	19.4	
3	国道 16 号(八王子バイパス) 八王子市 北野町 549-5	昼間	11340	32544	990	44874	25.3	28.8	15	主要地方道 59 号線 八王子市 石川町 2065	昼間	3144	15564	630	19338	16.3	17.9
		夜間	4380	5208	198	9786	44.8				夜間	828	1968	72	2868	28.9	
4	国道 16 号(八王子バイパス) 八王子市 大谷町 355-1	昼間	12318	32382	840	45540	27.0	30.8	16	一般都道 173 号線(北野街道) 八王子市 片倉町 119-4	昼間	672	9858	528	11058	6.1	5.9
		夜間	4398	4194	78	8670	50.7				夜間	102	1866	90	2058	5.0	
5	国道 20 号(甲州街道) 八王子市 明神町 4-21-1	昼間	2736	22398	1260	26394	10.4	10.2	17	一般都道 521 号線(陣馬街道) 八王子市 大楽寺町 539	昼間	1380	11244	732	13356	10.3	9.7
		夜間	456	4194	294	4944	9.2				夜間	114	1764	156	2034	5.6	
6	国道 20 号(甲州街道) 八王子市 八日町 6-2	昼間	3912	14886	1374	20172	19.4	20.1	18	一般都道 521 号線(陣馬街道) 八王子市 西寺方町 732	昼間	1980	12786	834	15600	12.7	11.9
		夜間	1062	3120	390	4572	23.2				夜間	102	1632	108	1842	5.5	
7	国道 20 号(甲州街道) 八王子市 並木町 15-15	昼間	1194	14250	648	16092	7.4	9.2	19	八王子幹線一級 17 号線(国道 20 号バイパス) 八王子市 八木町 8-14	昼間	2328	20862	960	24150	9.6	10.5
		夜間	528	2016	144	2688	19.6				夜間	624	3240	204	4068	15.3	
8	国道 411 号(滝山街道) 八王子市 加住町 1-170-2	昼間	3498	13530	450	17478	20.0	21.3	20	主要地方道 61 号線 八王子市 下恩方町 1849-1	昼間	3072	13350	564	16986	18.1	17.7
		夜間	606	1074	90	1770	34.2				夜間	222	1242	126	1590	14.0	
9	主要地方道 20 号線(府中相模原線) 八王子市 下柚木 2-10-6	昼間	1872	13536	468	15876	11.8	12.1	21	一般都道 158 号線(多摩ニュータウン通り) 八王子市 松木 30-1	昼間	1146	22248	780	24174	4.7	4.5
		夜間	288	1548	150	1986	14.5				夜間	114	3624	228	3966	2.9	
10	主要地方道 32 号線(秋川街道) 八王子市 中野上町 1-32-19	昼間	1320	12666	642	14628	9.0	9.4	22	一般都道 160 号線(野猿街道) 八王子市 下柚木 341	昼間	1704	14454	462	16620	10.3	10.2
		夜間	240	1608	144	1992	12.0				夜間	180	1632	72	1884	9.6	
11	主要地方道 32 号線(秋川街道) 八王子市 川口町 908-1	昼間	1596	9186	426	11208	14.2	14.4	23	八王子幹線一級 35 号線(散田架道橋) 八王子市 散田町 4-10	昼間	816	18432	792	20040	4.1	4.2
		夜間	168	822	30	1020	16.5				夜間	102	1686	132	1920	5.3	
12	主要地方道 46 号線(高尾街道) 八王子市 犬目町 863	昼間	2964	13764	264	16992	17.4	18.6									
		夜間	576	1332	90	1998	28.8										

70

1日あたりの大型車混入率の全地点平均 (%)	14.6
1日あたり、1地点あたりの平均交通量 (台)	24014

(5) 騒音測定結果

ア．道路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル (Leq)						測定期間：平成17年度			
月	有効測定日数	測定時間	平均値	一時間値の最高値	一時間値の最低値	時間帯平均値			
						朝	昼	夕	夜
	日	時間	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB
4	30	716	53.4	68.6	46.8	53.0	54.7	53.2	50.6
5	31	743	52.9	72.5	44.5	52.3	54.3	52.4	50.1
6	30	716	53.0	67.6	46.1	52.9	54.6	53.3	50.0
7	31	740	52.8	71.1	45.1	52.6	54.0	52.6	50.4
8	31	742	54.2	66.1	46.5	52.6	56.1	54.2	50.5
9	30	717	55.4	68.9	46.7	52.7	56.5	60.7	53.3
10	31	742	53.7	70.4	46.2	52.9	55.0	54.0	51.2
11	30	718	53.1	65.4	45.9	53.1	54.3	53.2	50.6
12	31	740	53.0	75.1	45.9	52.6	54.1	52.9	50.9
1	31	742	52.5	61.8	43.5	51.9	53.7	52.1	50.1
2	28	669	53.3	73.0	44.5	53.0	54.5	52.8	50.9
3	31	740	53.4	66.0	45.7	53.2	54.6	52.9	51.0

イ．航空機騒音

測定場所	調査期間	地域類型	WECPNL 1		騒音発生回数	ピークレベル平均 (dB)	環境基準 <sup>2</sup>
			実測値	推定値			
石川市民センター (石川町438)	H16.6.11 ~ H16.6.23		77	74	15	90	×
新都市建設公社 (高倉町49 3)	H16.6.4 ~ H16.6.16		72	70	15	85	
大和田市民センター (大和田町5 9 1)	H16.5.28 ~ H16.6.9		62	60	3	82	
東京都立大学 (南大沢1 1)	H16.5.14 ~ H16.5.26		64	65	4	84	
石川中学校 (久保山町2-55)	H16.6.11 ~ H16.6.23		75	72	16	88	×

平成16年度航空機騒音調査結果報告書（東京都環境局）

\* 石川中学校の測定については市の調査

1 WECPNL

航空機騒音について、日本における環境基準の評価量。航空機が通った時の騒音のピークレベルのパワー平均に、航空機騒音の発生回数を加味して求める。

2 環境基準

地域類型（専ら住居の用に供される地域）：70 WECPNL 以下

地域類型（以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域）75 WECPNL 以下